

吹田市地域福祉計画

概要版



地域包括支援センターの連絡先はこちらです

市役所高齢福祉課 (千里山・佐井寺地域担当 地域包括支援センター)	6384-2831
内本町地域保健福祉センター (JR以南地域担当 地域包括支援センター)	6317-5461
亥の子谷地域保健福祉センター (山田・千里丘地域担当 地域包括支援センター)	4864-8551
総合福祉会館 (片山・岸部地域、豊津・江坂・南吹田地域 千里ニュータウン・万博・阪大地域担当 地域包括支援センター)	6339-1207

社会福祉協議会の連絡先はこちらです

吹田市社会福祉協議会	6339-1205
吹田市ボランティアセンター	6339-1210

吹田市地域福祉計画

平成18年(2006年)5月

●発行 吹田市

●編集 福祉保健部 地域福祉室 福祉総務課

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3-40

TEL 06-6384-1815(直通)

●イラスト 田中 美由紀

いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり

目次	
吹田市地域福祉計画の策定にあたって	1
吹田市地域福祉計画の基本方向	3
具体的施策の展開(1~6)	5
吹田市地域福祉計画の推進に向けて	19
施策の整備エリア及び担い手一覧	20
市内施設一覧地図	21
市内施設一覧表	22

平成18年(2006年)5月

吹田市

吹田市地域福祉計画の策定にあたって

住み慣れた地域で、安心して自立した暮らしを続けたい…
そんな願いを実現するために

計画策定の背景

くらしの不安定さや急速に進む少子高齢化、高齢者の生活不安や介護の問題、障害のある人の自立や社会参加の難しさ、子育て不安など、ひとりで解決できない困難な問題が、誰にとっても起こりうる問題となってきました。

一方、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、若年単身世帯といった小規模世帯が増えており、**家族による扶養機能が弱まっています**。また、近隣との付き合いを負担に感じ敬遠する人など、**市民意識にも変化**が見られます。

お互いのつながりが希薄になり、地域の助け合いの力や機能が弱まっています。こうしたもとの孤立しがちな人が増え、児童虐待や高齢者虐待、ひきこもりやひとり暮らし高齢者の孤独死など、**把握や発見の困難な問題が表面化**してきています。

今後さらに進行する少子高齢化の状況や5年後、10年後の地域社会の変化を予測しながら、**問題の軽減・解決に向けて総合的に対応していくことが必要**となっています。

地域福祉とは

地域に着目

くらしの場である「地域」をくらしの問題を解決する場としてとらえ、「地域」を基盤として、**一人ひとりの生活を総合的に支える仕組み**をつくらうとする営み

住民参加

住民の主体的な参加・参画と**住民自治**を基盤に、その取り組みの中で明らかになったくらしの問題を「公」「民」の役割の発揮と協働で解決・改善していこうとするもの

公・民協働

くらしや交流・連帯のエリアである「地域」に根ざした、「公」（行政）と「民」が協働した、地域福祉施策や地域福祉活動の**総合的・計画的な展開、まちづくり**の取り組み

計画策定の目的

- 1 **地域福祉活動推進の条件整備を進める上での行政の役割を明らかにすること**
地域住民や社会福祉関係団体、事業者等の活動への参加・参画の促進、活動を支える人材・専門職員の配置と育成の支援、交流の場・活動拠点の確保、情報の提供、財政的支援、連携の促進など
- 2 **総合的・体系的な生活保障、行政の支援機能の強化を図ること**
市民のくらしの課題や地域の特性に応じた社会福祉・保健、生活関連諸分野の施策・サービスの整備とその連携
- 3 **これらを通じてコミュニティの再生と自治の発展を図るとともに、市民一人ひとりの地域でのくらしを支える仕組みづくりを進めること**

地域福祉計画における重要な視点

- 視点1 地域に暮らすみんなの問題として主体的に取り組む
- 視点2 誰もが自立して共に暮らしていける社会をめざす
…人権尊重、ノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョン
- 視点3 「公」と「民」の役割を明確にして協働して取り組む
- 視点4 くらしの場である地域に着目して総合的・体系的に対応していく

計画の性格と位置づけ

社会福祉法第107条に新たに規定された市の計画で、「**地域福祉の推進**」（同法第4条）を目的として策定する計画です。

吹田市総合計画に示す将来像「**人が輝き、感動あふれる美しい都市 すいた**」の実現に向けて、福祉の観点から具現化し、**地域福祉を推進していくための施策の基本的な方向性**を示しています。

吹田市総合計画を上位計画とし、各個別行政計画で示されている内容を地域福祉の視点で再整理しています。さらに吹田市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と互いに連携して進める関係にあります。本計画の施策展開にあたっては、**個別計画との整合性を図り、関係部署との協力・連携を図りながら具体化**していきます。

計画の期間

平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）までの5か年

市民の参加・参画による計画策定の取り組み

- 地域福祉計画策定委員会への市民公募委員の参加
- 市民アンケート「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」の実施
平成16年（2004年）9月13日から20日まで回収548世帯／対象665世帯（回収率82.4%）
- 地域検討会（地区の福祉を語るつどい）の開催
平成16年（2004年）11月から平成17年（2005年）2月まで33か所で開催、参加者数は延べ1,419名
- 地区福祉委員会及び社会福祉関係団体等へのヒアリング
- パブリックコメントの実施



地域検討会には多くの方にご参加いただきたくさんのご意見をいただきました

目標

いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり

高齢者も子どもも、障害のある人も、認知症高齢者の人も
 地域に住む誰もが生き生きと輝き、安心して暮らしていけるまちづくり
 をめざすということから、このような目標を設定します。

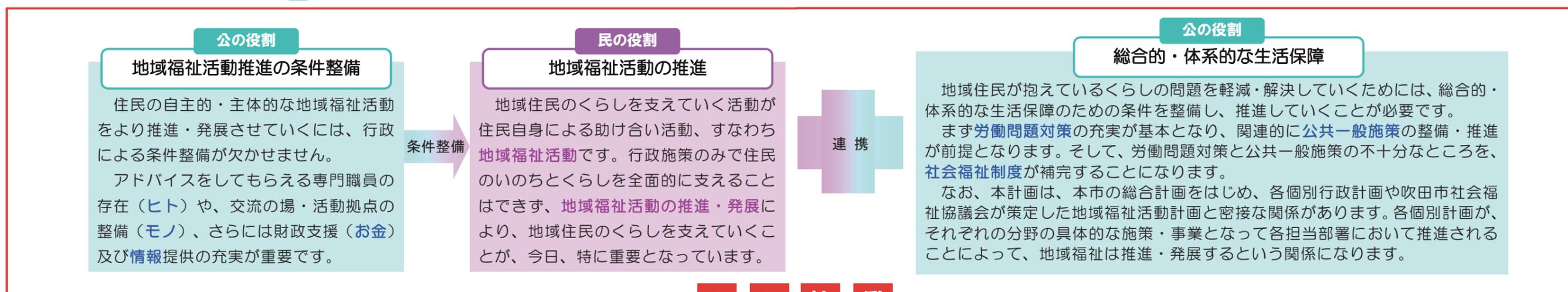
具体的な目標

健康の保持・増進

社会的孤立の解消

安心・安全な地域生活

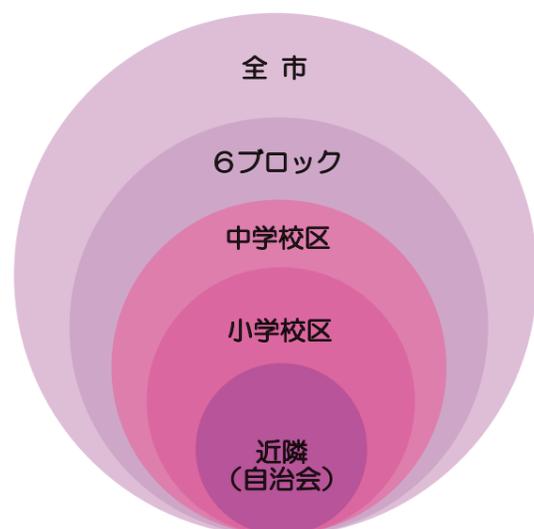
地域福祉推進の基本方策



公民協働

地域福祉の推進・発展は、民の役割である地域福祉活動の展開と、公の役割であるそのための条件整備、そして総合的・体系的な生活保障によって可能となります。これら二つが協働すること、つまり**公・民協働**によって地域福祉は推進・発展していきます。

地域福祉推進のエリア（圏域）－5層構造－



吹田市では地域の特性や課題を踏まえながら、ブロック単位でのまちづくりを推進してきました。これを発展させ、第3次総合計画では、新たに設定した6ブロック単位での地域別計画を策定しました。

この地域に視点を当てた考え方から、**近隣（自治会）レベル**、**小学校区レベル**、**中学校区レベル**、**6ブロックレベル**、**全市レベル**と、各レベルのエリア（圏域）ごとに課題をとらえ、地域福祉の推進方策を考えると、重層的な計画立案が問われています。

地域福祉計画の体系図

具体的施策の展開

- (1) 地域福祉活動推進の条件整備**
 - ①社会福祉協議会の基盤強化とコミュニティソーシャルワーカーの計画的配置
 - ②ボランティアセンター（社会福祉協議会運営）の機能充実
 - ③交流の場・活動拠点の整備
 - ④地域福祉活動を進めるための財政支援
- (2) 地域福祉活動への参加の促進**
- (3) 地域で活動する諸団体の活動への支援**
- (4) サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク**
 - ①情報提供の充実
 - ②身近な総合相談・支援体制の充実
 - ③福祉サービスの利用支援と権利擁護
 - ④総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて
- (5) 保健・医療、社会福祉制度の充実**
 - ①健康といのちを守る保健活動・医療体制の充実
 - ②子ども・子育てを支援する基盤の充実
 - ③障害のある人と共に生きる社会の実現
 - ④高齢者が生き生きと地域で暮らしていくためのサービスの充実
 - ⑤新しい課題を抱える人たちへの地域と連携した支援
 - ⑥安心してサービスを利用できるための経済的支援施策の充実
- (6) 関連施策の充実**
 - ①働く場所と働きやすい環境づくり
 - ②安心・安全な住まいの整備
 - ③安全でバリアのない交通環境・まちづくり
 - ④福祉教育の推進、生涯学習・生涯スポーツの振興
 - ⑤地域に密着した商業振興
 - ⑥みんなの居場所づくり
 - ⑦安心・安全なまちづくり

地域福祉計画の推進に向けて

- (1) 計画の進行管理**
- (2) 行政の推進体制等**
- (3) 関係機関・団体等との連携**

施策（1）地域福祉推進の条件整備

地域福祉の発展には、住民の自主的・主体的な地域福祉活動の推進が必要です。そして、この地域福祉活動をより一層推進していくには、行政による条件整備（ヒト・モノ・お金・情報）が重要となります。

①社会福祉協議会の基盤強化とコミュニティソーシャルワーカーの計画的配置

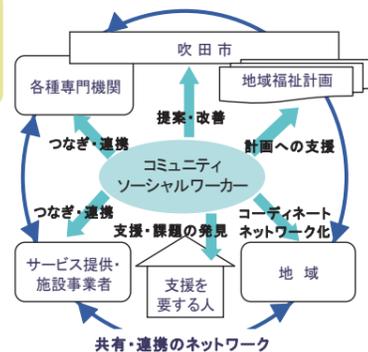
1)コミュニティソーシャルワーカーの計画的配置

コミュニティソーシャルワーカーを社会福祉協議会に計画的に配置し、支援を必要としている人の実態把握や相談を行い、専門機関や地域福祉活動へのつなぎ、地域福祉活動のコーディネートや地域のネットワーク化を進めます。また、コミュニティソーシャルワーカーが、地域住民からの相談にのりやすく、専門機関等との連携をとりやすくなるよう、支援します。

コミュニティソーシャルワーカーって何をする人？

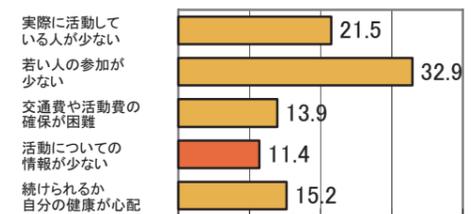
コミュニティソーシャルワーカーは、地域で困っている人と必要な支援を結びつけたり、地域福祉活動を活性化させる、いわば「地域のつなぎ役」をする人です。主には、地区福祉委員会活動の支援、地域福祉活動計画や地域福祉計画の支援と推進、支援を要する人に対する相談などを行います。

社会福祉協議会の
地区担当職員を増やしてほしいなあ…



②ボランティアセンター（社会福祉協議会運営）の機能充実

ボランティア活動の中で
日頃感じていることや困っていること



吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査報告書（50ページ）より抜粋（%）

2)ボランティアコーディネーターの配置

ボランティアセンターに、専任のボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の登録や派遣の相談体制、情報提供、ボランティアの育成等を充実するなど、ボランティアセンターの拡充と機能の強化を図ります。

3)立ち寄りやすいボランティアセンターづくり

ボランティアの交流と活動の拠点となり、当事者、青少年、高齢者、市民誰もが気軽に立ち寄り、交流や情報の受発信を進めやすいようなボランティアセンターづくりへの支援に努めます。

説明文中のパーセント表示は、「吹田市民のくらしと地域福祉に関する実態調査」からのものです。

「ボランティア活動の中で日頃感じていることや困っていること」として、「ボランティア活動についての情報が少ない」が11.4%ありました。「ボランティアをしたい人の窓口がほしい」「地区ボランティアの養成講座を開催してほしい」との声もありました。

③交流の場・活動拠点の整備

4)広域コミュニティ施設の整備

コミュニティセンターを有効に活用します。また、全市・ブロックエリア（圏域）単位に整備している、多目的ホールを備えた広域コミュニティ施設について、適正な配置を検討していきます。

これらの施設が、地域福祉活動の相談・交流及び情報発信の拠点としてもさらに有効に活用され、地域福祉活動が一層進んでいくような施設のあり方を検討していきます。

5)地区公民館・地区市民ホール等の整備

地区公民館・地区市民ホール等について、施設の改修や設備の改善等を地域の実情を考慮しながら行うとともに、施設のバリアフリー化を進めます。

市内にいくつある？

広域コミュニティ施設は、市内に10館あります。また、地区公民館は29館、地区市民ホールは8館あります。（平成18年（2006年）1月末現在）地域福祉計画本文69ページには、コミュニティ施設一覧地図があります。ぜひご覧ください！

6)身近な地域での自治会集会施設の整備への支援

町内会・自治会単位で、市民が気軽に集える場の確保ができるよう、自治会が行う集会施設の整備を支援していきます。

7)既存施設の福祉的活用の促進

既存施設を地域住民の交流や地域福祉活動の場など福祉的有効活用することへの、関係者の理解と協力を求めていきます。

④地域福祉活動を進めるための財政支援

「ボランティア活動の中で日頃感じていることや困っていること」として、「交通費や活動費の確保が困難」が13.9%ありました。「ボランティアの活動補助金を増やしてほしい」「福祉活動の資金を増やしてほしい」との声もありました。

こんな財政支援があります

社会福祉活動補助金、子育て広場助成事業、ふれあい交流サロンモデル事業補助金、市民公益活動促進補助金などがあります。そのほかにも福祉団体活動補助金や当事者組織活動への補助金もあります。地域福祉計画本文72ページに詳しい内容を紹介しています。

8)地域福祉活動の財政支援策の充実

財政支援策を活用していくことによって地域福祉活動を推進していきます。また、市民の自主的・主体的な活動が進展していくよう、市民が主体となった提案型の地域福祉活動への財政的な支援の充実に努めます。



施策(2) 地域福祉活動への参加の促進

地域福祉活動は、さまざまな団体、個人やグループによって進められていますが、担い手不足や担い手の高齢化の問題が生じています。また、男女共同参画の視点から特に男性の参加が求められています。共に生きる地域社会をつくり上げていくために、人権意識や福祉意識を啓発していくことが大切です。

ボランティアに参加して仲間が増えたとし、地域での交流や連帯の大切さがわかったよ！
ボランティア活動って、地域での交流に大きな役割を果たしているなあ。

若い人の参加が少ないよ。地域福祉活動に若い人がほしいな。
学生や高齢者のボランティア体験、ボランティア養成講座をしてほしいな。

9) 男性や団塊の世代が参加できる地域福祉活動のメニューの充実への支援

働いている人や団塊の世代などが、その知識・経験を活かして積極的に地域福祉活動の担い手となるよう、活動参加へのきっかけづくりの取り組みや参加機会の充実を図ります。

また、ボランティア活動への参加方法や進め方について学びたい人々には、養成講座や技術講座への参加を促し、活動の担い手づくりとスキルアップを図ります。

男性や団塊の世代
そしてボランティアをしたい
すべての人へ

10) ボランティア休暇の充実に向けた啓発

就労している社会人がボランティア活動など地域福祉活動に参加しやすくなるように、関係機関・団体と連携して、ボランティア休暇の普及や取得の推進について、啓発していきます。

働いているみなさんへ

11) 青少年の地域活動やボランティア活動への参加の促進

青少年の地域活動やボランティア活動への関心を広めながら、青少年が地域で活動できる場の整備に努め、地域活動やボランティア活動への参加を促進します。

小学生や中学生
高校生など
青少年のみんなへ

12) 当事者の地域福祉活動への参加の支援

当事者が活動の担い手となることもできます。当事者や当事者組織が地域の活動に担い手として参加する機会を増やし、地域で新たな活動展開ができるよう支援を進めていきます。

当事者のみなさんへ

13) 大学との連携による地域福祉活動の促進

市内にある大学との連携・協力のもと、大学の専門的研究機能や情報発信機能、学生の潜在能力やエネルギーを地域福祉活動に活かすことができるよう、大学との連携を促進していきます。

14) 商店街のコミュニティ形成機能を活かした取り組みへの支援

商品の提供だけではなく、サービスや情報の提供、また商店街の一角に交流スペースや市民生活を支える施設等を設置するなど、商店街のコミュニティ形成機能を活かした取り組みや、商業者と地域住民との連携による商店街を核としたコミュニティ活性化のまちづくりを支援します。

15) 地域福祉活動のための情報発信

地域福祉活動の推進には情報発信が欠かせません。地域福祉活動団体やグループが市民へ配布する情報誌・パンフレット等を市の施設等へ設置することについて協力・支援するとともに、新たな設置場所の確保に努めます。また、新たな媒体を活用しての情報発信等の可能性を検討していきます。

16) 人権意識・福祉意識の向上

地域においてすべての人々が豊かに暮らしていくためには、お互いの人権を尊重し合うことが大切です。学校教育や生涯学習の取り組みを通じて人権意識・福祉意識の向上を図るとともに、地域福祉活動における人と人との「つながり」づくりを通じて、お互いのことを理解し合い、すべての人々を社会の構成員として包み支え合うといったソーシャル・インクルージョンの理念を推進し、真にノーマライゼーションに基づいた共に生きる地域社会がつけられるよう、市民の人権意識・福祉意識の向上を図ります。

ソーシャル・インクルージョンって？

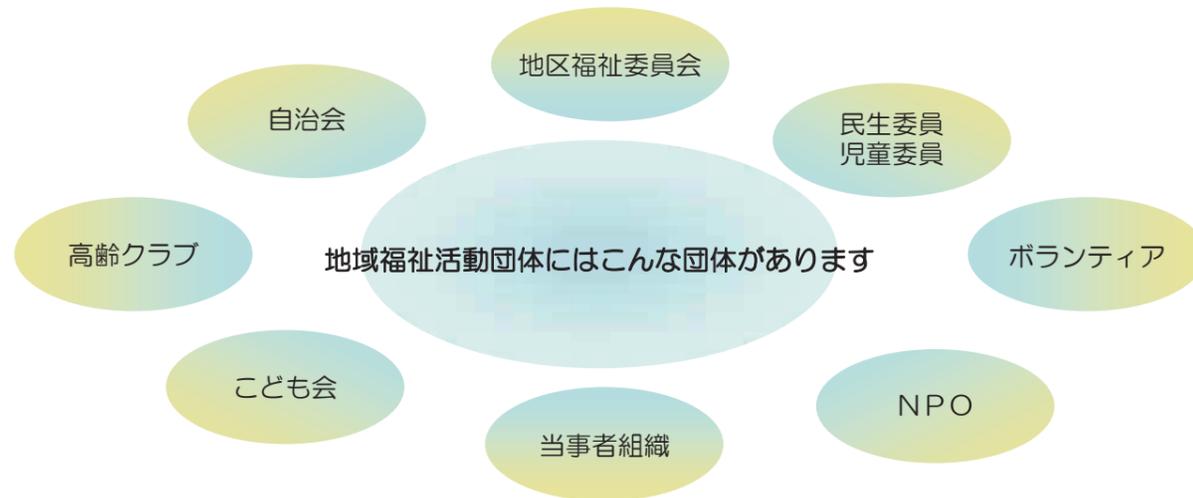
すべての人々を社会の構成員として包み支え合う「社会的包摂」のこと。貧困者やホームレス等、社会福祉制度からまれ、社会的に排除されたり孤立している人々を排除せず、社会の一員として迎え入れることで、健康で文化的な生活の実現につなげるという考え方。

ノーマライゼーションって？

障害のある人も高齢者も特別扱いされるのではなく、すべての人がお互いを尊重しながら通常の生活ができること。

施策（3）地域で活動する諸団体の活動への支援

地域の諸団体によってさまざまな地域福祉活動が展開されています。活動推進の条件整備や市民への周知など、その活動への支援、地域福祉活動団体同士が相互に連携するための総合的なネットワークづくりが求められています。



17)社会福祉協議会の基盤強化と活動への支援

社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」が円滑に推進されるよう、積極的な支援を行います。

社会福祉協議会が地域福祉活動推進のかなめとなるよう支援します。あわせて、地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動の推進を支援していきます。また、社会福祉協議会及び地区福祉委員会の役割や活動内容を広く市民に知らせ、地域福祉活動への市民の参加を促していきます。

地区福祉委員会活動の一例として、地域福祉計画本文 123 ページに「ふれあい喫茶」を紹介しています

18)民生委員・児童委員活動への支援

住民の立場に立った地域の身近な相談者として、民生委員・児童委員の役割はますます重要となってきています。また地区福祉委員会の活動を支える重要な構成メンバーともなって活動されています。民生委員・児童委員が地域福祉の推進・発展にその役割を發揮していけるよう、情報提供や研修の充実を図るとともに、民生委員・児童委員の役割や活動内容を広く市民に知らせていきます。

民生委員・児童委員活動の一例として、地域福祉計画本文 109 ページに「高齢者見守り・支援マニュアル」を紹介しています

吹田市地域福祉計画

施策（3）地域で活動する諸団体の活動への支援

19)自治会を中心とした地域活動への支援

地域住民にとって最も身近な地域活動である自治会活動や、高齢クラブ、こども会などの地域住民組織を中心とした活動の活性化への支援を行います。

自治会活動の一例として、地域福祉計画本文 125 ページに「自主防災組織(連合自治会単位)」を紹介しています

20)ボランティア・NPO等の地域活動への支援

ボランティア・NPO等が地区福祉委員会等の地域団体と連携し、地域の活動の担い手としてもその役割を發揮できるよう、必要な支援を行います。

ボランティアグループなどは、162団体(平成18年(2006年)3月現在)あります

その一例として、地域福祉計画本文 81 ページにボランティア・NPOをひとつずつ紹介しています

21)当事者組織の活動への支援

社会福祉協議会と連携して、当事者組織の活動を支援していきます。また、当事者組織が地域住民と交流したり、相談活動などを展開したりできるよう、必要な支援を行います。

当事者組織の一例として、地域福祉計画本文 81 ページに3つ紹介しています

地域の活動団体や自治会、民生委員・児童委員、地域の人、医療・福祉事業者との連携の支援、地域福祉ネットワークの支援をしてほしい！

22)専門機関との連携・ネットワーク強化への支援

すでに組織されているさまざまなネットワークの取り組みを通じて、地域福祉活動団体と保健・医療・就労・住宅・教育・福祉等の専門機関や施設・事業所との連携を図ります。また、社会福祉協議会と連携して、施設・事業所が地域福祉活動に対して専門知識を提供したり、経験を交流したりできるよう、支援していきます。

23)地域福祉活動団体間の交流への支援

地区福祉委員会、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア・NPO等の地域福祉活動を行っている関係者が互いに交流し連携を強化して、地域福祉活動がさらに発展していくよう、必要な支援を行います。

「ボランティア活動において困っていること」として、「活動者や団体の連携、交流が少ない」「専門職などとのつながりが少ない」との声もありました。



施策（4）サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク

住民のいのちとくらしを守っていくには、保健・福祉サービスを利用しやすい仕組みが必要です。サービス利用者である市民が自分に適したサービスを選択する制度への転換が進んでおり、真に選択権が保障されるような仕組みづくりが問われています。

また、制度の狭間にあってサービス利用が難しい人、さまざまな理由でサービス利用に結びついていない人たちが、適切にサービスを利用できるように支援していくことも必要です。

①情報提供の充実

介護保険や社会福祉サービス（行政サービス）を利用していない理由として、「**どのような社会福祉サービスがあるか知らないから**」との声がありました。
「**福祉のいろんな制度をわかりやすく知らせてほしい**」との声もありました。

24)福祉サービスの利用に関する情報提供の充実

さまざまな情報媒体を活用した、保健・福祉サービスの利用に関する情報提供の充実、聴覚や視覚に障害のある人へのコミュニケーション支援の充実に努めます。
また、講座（出前講座を含む）や講演会等の開催、学習会等への情報提供や職員派遣に努めます。
さらに、地域情報の収集・整理と提供を行い、身近な地域での情報交流・情報発信の方法を検討します。

②身近な総合相談・支援体制の充実

25)保健・福祉の相談・支援体制の充実

総合的な相談窓口がほしい…

ア. 地域保健福祉センター（地域包括支援センターの機能も備えた）の段階的整備

地域包括支援センターの体制を整えた2つの地域保健福祉センターの相談・支援機能及び包括的・継続的マネジメント機能を強化していきます。今後の地域保健福祉センター（地域包括支援センターの機能も備えた）の整備も検討していきます。

イ. 在宅介護支援センター等の身近な相談窓口の充実

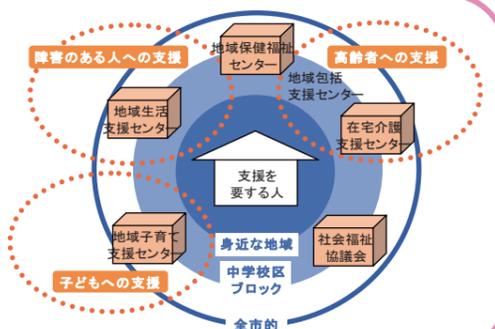
在宅介護支援センターや障害のある人のための地域生活支援センター、地域子育て支援センター（保育所）の充実を図ります。

●地域包括支援センターとは…

高齢者やその家族への支援や、介護予防のための支援、また地域福祉ネットワーク形成のための包括的なマネジメント等を行う、「**高齢者の生活を総合的に支援するための地域の中核的機関**」です。

ウ. 相談・支援のネットワークの整備

地域包括支援センターを核として、在宅介護支援センターや地域生活支援センター、各種相談機関、また居宅介護支援事業所のケアマネジャー、社会貢献支援員、コミュニティソーシャルワーカー、ボランティアセンター、さらに地区福祉委員会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO等の行う身近な相談・支援活動との連携を密にし、地域の相談・支援のネットワークの強化を図ります。



③福祉サービスの利用支援と権利擁護

26)福祉サービスの利用に結びついていない要支援者への相談・支援体制の充実

認知症などで利用手続きに支障のある人や、さまざまな理由でサービスの利用に結びついていない人に必要なサービスが適切に提供されるよう、サービス利用について支援を必要としている人に対する相談・支援体制の充実を図っていきます。

「**行政の世話にいたくない**」
「**利用方法がわからない**」

サービスの利用に結びついていない要支援者への支援が必要です

27)福祉サービス利用者の権利擁護の推進

福祉サービスの利用の援助や助言を行う成年後見制度や社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業の周知や利用促進を図り、サービス利用者の権利擁護を推進していきます。また、成年後見制度の後見等の審判の申立てを市長が本人に代わって行うなど利用支援を行います。

28)福祉サービスの質の確保

市の福祉オンブズパーソン（福祉保健サービス苦情調整委員）制度や苦情相談の窓口の周知・普及に努めます。
「第三者委員」の設置を働きかけ、「第三者評価制度」の周知・普及に努めます。これらを通じて、サービス提供事業者と利用者の対等な関係づくりを進め、サービスの質の確保を図ります。

④総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて

29)総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて

生活上の課題の解決に向けて、関係機関や事業者、地域福祉活動団体等のネットワークづくりを進め、相談の受付からサービスの利用調整、適切なサービス提供や地域での支援につなぐ、総合的・継続的なケアマネジメント体制の整備をめざします。

ア. 地域保健福祉センター等の機能充実と地域ケア体制の整備

地域ケアに関わる包括的・継続的ケアマネジメントの拠点として、2つの地域保健福祉センターにおいて、高齢者や障害のある人及びその家族に対して総合相談を行うとともに、地域ケア体制の整備を図ります。あわせて、地域（圏域）の特性に応じた介護予防の仕組みづくりを進めます。

地域保健福祉センター未整備の他の4つの地域（圏域）については、総合福祉会館及び市役所（高齢福祉課）に設置した地域包括支援センターにおいて高齢者の地域ケアに関わる拠点としての役割を担います。

イ. 「地域ケア会議」の充実

「地域ケア会議」の充実に努め、サービスの総合調整を行い、福祉サービスの質の向上を図ります。

ウ. 障害のある人に対するケアマネジメント体制の整備

ニーズをくみ取り適切なサービスに結びつけるため、障害のある人に対するケアマネジメント体制の整備に努めます。

エ. 子どもの分野の取り組み

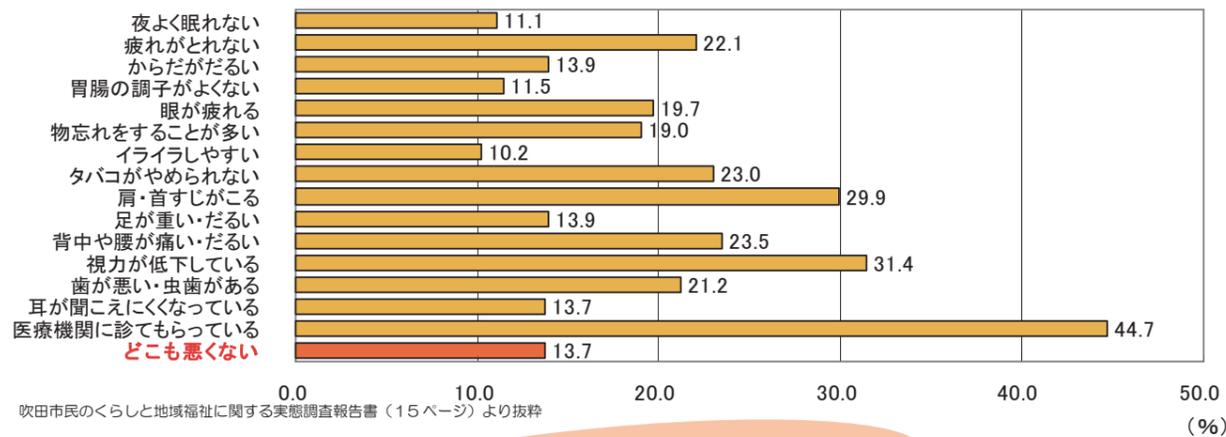
支援を必要とする子どもとその家庭の援助に向けて組織された児童虐待防止ネットワーク会議の充実に努めます。

施策（5）保健・医療、社会福祉制度の充実

くらしの問題を解決していくには、保健・医療、社会福祉制度を、行政の責務において充実していくことが必要となります。

①健康といのちを守る保健活動・医療体制の充実

生計中心者の健康状態



健康状態は、くらしの実態を顕著にあらわしているといえます。生計中心者の健康状態について、「どこも悪くない」との回答は13.7%にとどまっております、**8割強の人が何らかの自覚症状を訴え、健康状態が良くない**といった状況です。くらしの厳しさがうかがわれます。

30)健康づくり事業と身近な地域での保健・介護予防事業の推進

「健康すいた21」で示された指標をもとに、健康づくり事業を推進していきます。また、壮年期からの保健サービスの充実を図り、生活習慣病等の疾病予防や閉じこもり予防など、介護予防事業を進めます。

健康づくり・介護予防事業を地域福祉活動の一つの取り組みとして位置づけ、保健師等の専門職員による健康教育（出前講座含む）や健康相談、地区福祉委員会等と連携しながらの身近な地域での機能訓練事業、訪問指導などを推進していきます。あわせて、介護に携わる家族を対象とした健康教育・健康相談・訪問指導も行っていきます。

「地域で日頃、何とかしなければならないと思っていること」のうち、「**救急・休日・夜間の医療体制が不十分**」が19.5%、「**いつでも診てくれる医療機関が少ない**」が16.8%でした。「**医療・保健・福祉の関係者の会議を開催してほしい**」との声もありました。

31)地域医療体制の整備

いのちを守り、地域でのくらしを支えるには医療体制の整備が欠かせません。小児科医確保の困難な中、開設された「豊能広域こども急病センター」で対応しながら、本市の実情を踏まえた救急医療体制の整備に努めます。また、地域医療連携体制の整備を図り、かかりつけ医の定着を図るとともに、地域の医療・保健・福祉のネットワークづくりを推進していきます。



②子ども・子育てを支援する基盤の充実

0～1歳の子どもがいる世帯では、地域で何とかしなければならないこととして、「子育て不安をかかえている世帯のこと」と答えた人が**46.2%**でした。

家庭や地域の育児力が弱まり、子育ての負担感や不安感が増している中、孤立した子育てをなくし、**地域の仲間と共に楽しく子育てできる環境づくり**が必要です。

32)地域における子育て支援の充実

身近な地域での相談支援体制の整備や情報の提供、地域子育て支援センター事業の充実を図ります。

また、子育てサークルの育成・支援など、地域における子育て支援の活動を一層充実していきます。さらに、ファミリー・サポート・センター事業の拡充や保育所での一時保育の充実を図ります。

児童会館・児童センターの事業の充実を図り、未整備地域の整備に努めます。

市内にいくつある？ —こども編—

児童厚生施設（児童会館・児童センター）は11館あります。保育所は市立が18園、私立は21園あります。また、子育て広場は2か所あります（平成18年（2006年）1月末現在）
地域福祉計画本文97ページには、**児童福祉施設等一覧地図**があります。ぜひご覧ください！

33)子育てを支援し合えるまちづくりの推進

学習や交流を積み重ね、協働して「子育てを支援し合えるまちづくり」を進めるため、地域子育て支援センターである保育所を中心として、幼稚園、保健センター、児童会館・児童センターなどの関係機関、さらに民生委員・児童委員や地区福祉委員などで構成された「地域子育て支援関係機関連絡会」の活動を充実していきます。

34)配慮を必要とする子どもや家庭への支援

子育てが特に困難な状況にある家庭や、児童虐待の未然防止、被虐待児童・ひきこもり児童に対する相談・支援体制の充実を図ります。あわせて、児童虐待防止ネットワーク会議の充実を図り、地域の見守り体制を整備します。

障害のある子どもへの支援については、早期発見と適切な事後指導に努め、子どもの障害に応じた療育と保護者への相談支援について子どものライフステージに沿って継続して行い、療育システムの充実に努めます。

35)働くこと・育てることの両立への支援

保育所の入所待機児童は解消方向にありますが、今後も必要に応じて保育所の整備に努めます。休日保育や病後児保育についてさらに整備をめざし、病児保育の整備に向けても検討します。そして留守家庭児童育成室の保育時間の延長に向けても検討していきます。

③障害のある人と共に生きる社会の実現

36)障害のある人と共に生きる社会に向けた啓発・交流活動の推進

障害のある人もない人もお互いに尊重し合い、共に生き、交流をし、支え合うことができる地域社会をめざします。

障害や障害のある人への正しい理解と認識を促進するための啓発を進め、障害のある人と地域住民等との交流活動等を支援していきます。

また、障害のある人の雇用や就労に関する啓発活動を推進します。

さらに、障害のある人が地域の一員として主体的に社会活動に参加・参画していただけるための環境づくりを進めます。

障害のある人もない人も、**すべて一人の人間として、お互いに尊重し合うことが大切です。**
障害の種類や程度にかかわらず、**住み慣れた地域で、一人の地域住民として安心して生活が送れるようにしていくことが必要です。**

37)障害のある人を支える福祉サービス等の充実

在宅生活・地域生活を支えるサービス基盤の整備・充実に努めます。また、授産施設や共同作業所などの通所型施設についても、必要な整備と運営助成に努めます。

また、障害のある人と地域との交流活動等を通じて身近な地域での継続的な支援の基盤づくりに努めます。

市内にいくつある？ —障害のある人編—

共同作業所は21か所、**障害者授産施設**は6か所、**小規模授産施設**は19か所、**入所更生施設**が1か所あります。また、相談支援やサービス紹介などを行う**地域生活支援センター**は6か所あります。**通所更生施設「あいぼう吹田」**は、市の委託で運営されています。(平成18年(2006年)1月末現在)
地域福祉計画本文102ページには、**障害のある人の施設一覧地図**があります。ぜひご覧ください！

④高齢者が生き生きと地域で暮らしていくためのサービスの充実

38)高齢者の地域での生活を支援するサービス・施設の整備

介護予防事業の充実と、介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域や家庭で引き続き安心して暮らしていけるよう、地域密着型サービスの整備を図ります。

また、高齢者の在宅生活を支援する福祉サービスの充実や、介護保険で非該当(自立)と認定された高齢者等の介護予防、生活支援のため、街かどデイハウスを運営するNPOに対する助成を継続して行います。

「地域で日頃、何とかしなければならぬと思っていること」として、「**特別養護老人ホームが少ない**」が14.4%など、施設・サービスの整備と充実が求められています。

また、「**高齢者のひきこもりに対応できる専門家の体制を**」「**緊急時のショートステイやヘルパーの利用ができるシステムを**」との声もあります。

39)高齢者の社会参加・生きがい事業の推進

高齢者が自分らしく生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、高齢者の「いきがい教室」や学習機会の充実を図ります。また、高齢者が自らの経験と知識を地域福祉活動や地域のまちづくりに活かすことができるよう、高齢者の社会参加を促進していきます。

市内にいくつある？ —高齢者編—

在宅介護支援センターは12か所、**通所介護**は44か所、**特別養護老人ホーム**は10か所、**認知症高齢者グループホーム**は8か所、**介護老人保健施設**は3か所、**街かどデイハウス**は14か所あります。(平成18年(2006年)1月末現在)

地域福祉計画本文103ページには、**高齢者福祉施設一覧地図**があります。ぜひご覧ください！



⑤新しい課題を抱える人たちへの地域と連携した支援

新しい課題って何がある？

ひとり暮らし高齢者の**孤独死**の防止、高齢者への**虐待**や配偶者への**暴力**の防止、**発達障害**のある人への支援などが社会的課題となってきています。また、**ホームレス**、不安や孤立、ひきこもりなど**心の問題を抱えている人**への支援などもあります。社会全体で支え合う**ソーシャル・インクルージョン**の視点に立った支援が必要です。

▶ **ソーシャル・インクルージョンとは…8ページ参照**

「地域で日頃、何とかしなければならぬと思っていること」では、「**ひとり暮らし高齢者のこと**」が43.1%で最も高い率でした。また、「**ADHDやLD等、学校側に理解を深めてほしい**」「**公園のホームレスへの対応を**」「**こころの病についての知識を広く知ってほしい**」など、新しい課題についての声もあがってきています。

40)新しい課題を抱える人たちへの支援

高齢者への虐待の未然防止や早期発見のための地域と連携した見守り機能の強化や虐待を受けた高齢者のケアに努めます。また、配偶者への暴力の未然防止や相談体制の充実、被害者の保護、生活自立への支援を進めます。

当事者グループや関係機関等と連携して発達障害のある人への支援を図っていきます。

ホームレスの実態把握と総合相談事業などの支援や、ホームレスの支援に関わるボランティア・NPOと連携、協力し自立の支援を図っていきます。

41)セーフティネットの構築

ひとり暮らし高齢者の世帯、高齢者夫婦のみの世帯、ひとり親世帯、障害のある人の世帯、生活保護世帯などの生活困窮世帯、外国人など孤立しがちな世帯に対し、個々の状況に応じた具体的な支援の方法を検討していきます。

高齢者の安否確認、「見守り・声かけ訪問」活動や昼食会・サロン等の活動を通じて高齢者の孤独死の未然防止にも努めます。

不登校やひきこもりとなっている人々の実態把握や予防及び支援の方法について検討していきます。

⑥安心してサービスを利用できるための経済的支援施策の充実

医療費助成をしてほしい…
少子化対策で出産費用の補助を！
所得の少ない高齢者に支援を！
生活保護世帯が自立
できるような支援を…

42)サービス利用のための低所得者対策の充実

安心して医療を受けられ、必要な福祉サービスを利用することができ、教育を受ける機会を得ることができるよう、経済的に困難な人や家庭に対する、負担軽減助成金の支給、減免措置など、経済的支援に努めます。

施策(6) 関連施策の充実

くらしの問題は、保健・医療、社会福祉制度のみでは解決できず、労働問題対策、住宅、生活環境施設といった関連施策の充実を図り、総合的・体系的に生活保障をしていく必要があります。

①働く場所と働きやすい環境づくり

「若い人の働く場所をつくってほしい」「障害のある人の雇用を促進してほしい」
「くらしや医療の困りごと」として「収入が不足」が20.4%、「失業や事業の不振」が4.4%
さまざまな理由で雇用・就労に結びつかない人々の雇用・就労を支援することが求められています

43)くらしの基盤である雇用・就労の支援

特に、障害のある人、母子家庭の母親、中高年齢者、若年者などの就労支援のため、情報の提供や相談を充実し、能力開発、職場体験や職業訓練の場・機会の提供を求めています。さらに、福祉的就労の場、シルバー人材センターの事業の充実に努めます。

44)休日・休暇の拡充の促進

労働時間の短縮、年次有給休暇の取得、育児休業や看護休暇・介護休業の普及と取得推進を事業所や関係機関に対して働きかけていきます。

②安心・安全な住まいの整備

「高齢者や障害のある人が住みやすいバリアフリー住宅をつくってほしい」
「住まいのこと」で何とかしなければならないことは「住宅の老朽化」「手すりをつけるなどの住宅改修」
多様なニーズに対応した安心・安全な住まいとまちづくりを進める必要があります

45)高齢者・障害のある人向け住宅の確保

市営住宅のバリアフリー化の推進、車いす常用者世帯向け住宅の整備、シルバーハウジング・プロジェクトの推進、福祉型借上公共賃貸住宅制度や大阪府の高齢者向け優良賃貸住宅制度の活用などによって、高齢者・障害のある人に適した住宅の確保を図っていきます。

46)高齢者・障害のある人向け住宅改造助成

住宅のバリアフリー化等の改造工事費用への一部助成（介護保険で非該当と認定された方でも、障害の程度により助成）を引き続き行っていきます。

③安全でバリアのない交通環境・まちづくり

「坂道に休憩できるベンチを置いてほしい」「道路・歩道のバリアフリーを推進してほしい」
「地域生活問題」として「交通環境」への回答が上位、高齢者の移動手段の充実も必要
誰もが住みよいまちづくり、ユニバーサルデザインの推進をめざしていきます

47)誰もが安全でバリアのない交通環境・まちづくり

公共空間の安全性の向上、ベンチの設置など安全で快適な移動環境づくりに努めます。また、安心して歩ける遊歩道づくりを市民参加で進めていきます。公共交通機関のターミナル及びその周辺の公共施設を結ぶエリアの歩道等や、多くの人が利用する施設のバリアフリー化を推進します。違法駐車の一掃に向けた指導や啓発と、自転車の路上放置の解消の取り組み、また自転車駐車場の整備を検討します。

48)移動手段の充実

市内の公共施設や主な駅を結ぶ福祉巡回バスの運行継続と、その運行方法の改善、利用促進を図ります。また、公共交通機関の不便な地域でコミュニティバスの運行を検討します。

④福祉教育の推進、生涯学習・生涯スポーツの振興

「地区公民館などで福祉についてのPR活動を」「高齢者・障害のある人のための軽スポーツを」
地域福祉活動発展のための福祉教育の取り組みや、生涯学習・生涯スポーツの普及が求められています

49)児童・生徒に対する福祉教育の推進

小・中学校の児童・生徒に対する福祉教育の推進と、幼児や障害のある人や高齢者などへの正しい理解と認識を深め、お互いのことを理解し、多様な個性を認め合い、共に支え合って生きていくための人権意識・福祉意識を育て、豊かな人間性をつちかうことに努めます。

50)地区公民館事業と地域福祉活動との協力・連携

地区公民館の生涯学習事業と地域福祉活動との連携を強め、地域住民参加型の健康づくり教室や福祉ボランティア活動に関する学習活動の促進を図ります。

51)生涯スポーツの振興

健康の保持・増進や介護予防のため、生涯スポーツに取り組める環境を整備していきます。そして、地域福祉活動の一環としてのスポーツ・レクリエーション活動を促進していきます。

⑤地域に密着した商業振興

「買い物するところが少ない」「車いすで行ける段差のないショッピングセンターがほしい」
身近な地域で買い物ができるように、また地域の活性化にもつながる地域密着型の商業振興が必要です

52)地域に密着した商業振興

地域に密着した商業振興と、高齢者や子ども、障害のある人などにも配慮し、快適に利用できる商業地づくりの取り組みを支援します。

⑥みんなの居場所づくり

「地域の人たちの集まりを楽しめる場にするティークーナーや地域食堂をつくってほしい」
「地域生活問題」として「世代間交流が乏しい」が24.6%、「子どもの遊び場が少ない」が22.3%
地域における「憩い・集い・語り合える場」や子どもの居場所の充実が求められています

53)「まちの縁側」づくりへの支援

市民が気軽に集まって交流できるたまり場といったイメージの「まちの縁側」が地域のいろいろなところで生まれるよう支援し、交流と語らいの場の設置を検討していきます。

54)子どもの遊び場所・居場所の充実

子どもたちが安全で安心して遊べる場所・活動できる場所（拠点）の確保と充実、多彩な活動の機会の確保・充実を図っていきます。

⑦安心・安全なまちづくり

「地域防災を考え、近隣との交流を深めて防災につなげることが必要」「キッズセーバーの設置を」
防災や、安心・安全に暮らせるまちづくりへの市民の関心が高まっています

55)安全対策(防災・防犯)の充実

防災については、市街地の防災性の向上と防災体制の確立を図ります。また、地域防災力の向上のため、市民への啓発活動と自主防災組織の結成を促進します。また、災害発生時の要支援者への対応について地域との連携・協力体制の確立に努めます。

防犯については、防犯環境の整備、防犯警備員の配置、通学路における子どもの見守り活動の促進等の防犯体制の充実と、市民の防犯意識の向上を図ります。

吹田市地域福祉計画の推進に向けて

本計画の地域福祉推進の基本方策及び施策を具体化し、計画的に進めるための方策を示します

●みんなの英知で進める計画です

「市民誰もが生き生きと安心して暮らしていけるまちづくり」を実現していくためには、市民、社会福祉協議会、事業者、行政・関係機関等がそれぞれの役割を發揮して、協働によって生み出される力を生かし、英知を集めて取り組んでいく必要があります。

●行政は社会福祉協議会と連携して進めていきます

行政には、総合的・体系的な生活保障だけでなく、地域福祉活動が進む条件を整備し、社会福祉協議会と連携して、協働の広がりをはかりしっかりと支える役割が求められます。

●市民参画と公・民協働が必要で

計画の基本目標の実現のためには、以下の3つが必要です。

- ★市民参画、協働の仕組みをさらに整えること
- ★市民と共にまちづくりに取り組む行政組織や職場づくりを進めること
- ★総合的・体系的な生活保障と地域に視点を置いたきめ細かな施策の展開

(1) 計画の進行管理

56)住民参加による地域福祉計画の進行管理

福祉審議会への報告とともに、必要に応じて社会福祉協議会と連携し、地域住民、関係機関等と共に進行状況を検討する場を開催する等により点検し、住民等の意見が反映できる進行管理に努め、必要な内容の見直しを行っていきます。6ブロック単位での進行管理を特に重視していきます。

(2) 行政の推進体制等

57)地域福祉を推進する部署の充実

本計画推進のため、福祉保健部地域福祉室福祉総務課が中心となって、市の関係部署間の相互連携と調整を図り、社会福祉協議会と連携して計画推進の進行管理と、そのための体制の充実を図ります。

58)市の関係部署間の連携・協力

さまざまな施策を地域で総合的に展開するために、それぞれの部署が所管事業について地域福祉を推進する視点で取り組み、関係部署と連携・協力しながら事業展開を図り、計画の進行状況を把握・検討する場を持つ等により、本計画の推進状況を点検していきます。

59)行政職員の意識向上と地域との連携

地域福祉の推進、協働によるまちづくりを市民と共に進めていくため、行政情報や地域情報の収集・提供とその共有化を図ります。また、職員の意識向上と、仕事を通じて地域と連携し、協働によるまちづくりを担うことができる人材の育成と活用を図っていきます。

(3) 関係機関・団体等との連携

60)関係機関・団体等との連携

本計画を推進し、計画に基づく施策を展開していくためには、当事者組織をはじめ、自治会等の地域住民組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び地区福祉委員会、ボランティア・NPO、社会福祉施設・事業者、保健・医療機関、関係行政機関などとの連携が重要です。これらの関係機関・団体等との連携を強めながら、本計画を推進していきます。

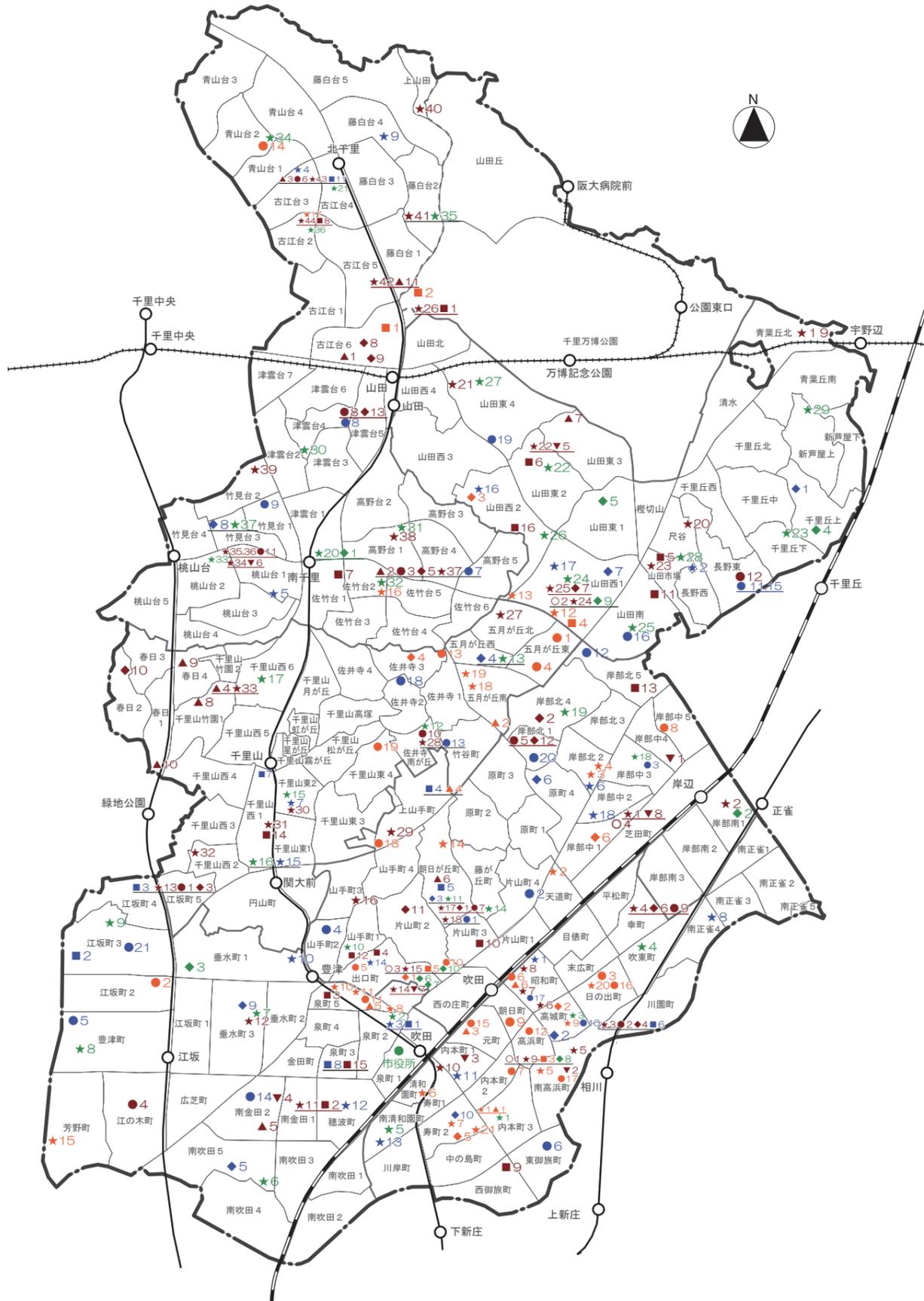
施策の整備エリア及び担い手一覧

「整備エリア」は、重層的にとらえた課題を主にどのエリア（圏域）で整備するかを示したものです
 「担い手」は、その施策・取り組みを実際に進めていく主体を示しています
 担い手が複数になる場合には、**主な担い手**を◎で示しています
 （ただし、複数の担い手が並列の場合を除きます）

	整備エリア					担い手				
	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)	国・府	市	社協	事業者	市民
1) コミュニティソーシャルワーカーの計画的配置		□				○	◎	○		
2) ボランティアコーディネーターの配置	□					○	◎	○		
3) 立ち寄りやすいボランティアセンターづくり	□						◎	○		
4) 広域コミュニティ施設の整備	□	□					◎			
5) 地区公民館・地区市民ホール等の整備				□			◎			
6) 身近な地域での自治会集会所の整備への支援					□		◎			◎
7) 既存施設の福祉的活用の促進				□			◎		○	
8) 地域福祉活動の財政支援策の充実	□					○	◎	○		○
9) 男性や団塊の世代が参加できる地域福祉活動のメニューの充実への支援				□			◎	○		
10) ボランティア休暇の充実に向けた啓発	□					○	◎		○	
11) 青少年の地域活動やボランティア活動への参加の促進	□						◎	○	○	
12) 当事者の地域福祉活動への参加の支援				□			◎	○	○	○
13) 大学との連携による地域福祉活動の促進	□						◎	○	○	
14) 商店街のコミュニティ形成機能を活かした取り組みへの支援	□						◎		○	
15) 地域福祉活動のための情報発信	□						◎	○	○	○
16) 人権意識・福祉意識の向上	□						◎	○	○	○
17) 社会福祉協議会の基盤強化と活動への支援	□						◎			
18) 民生委員・児童委員活動への支援	□						◎			
19) 自治会を中心とした地域活動への支援				□	□		◎			
20) ボランティア・NPO等の地域活動への支援	□						◎			
21) 当事者組織の活動への支援	□						◎	○		
22) 専門機関との連携・ネットワーク強化への支援	□						◎	○	○	
23) 地域福祉活動団体間の交流への支援	□	□					◎	○	○	○
24) 福祉サービスの利用に関する情報提供の充実	□	□					◎	○	○	○
25) 保健・福祉の相談・支援体制の充実	□	□	□	□		○	◎	○	○	○
26) 福祉サービスの利用に結びついていない要支援者への相談・支援体制の充実	□	□					◎	○	○	○
27) 福祉サービス利用者の権利擁護の推進	□					○	◎	○		
28) 福祉サービスの質の確保	□						◎		○	
29) 総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて							◎	○	○	○
30) 健康づくり事業と身近な地域での保健・介護予防事業の推進	□	□		□	□	○	◎	○	○	○
31) 地域医療体制の整備	□	□				○	◎			
32) 地域における子育て支援の充実	□	□					◎		○	○
33) 子育てを支援し合えるまちづくりの推進				□			◎	○	○	○
34) 配慮を必要とする子どもや家庭への支援	□					○	◎	○	○	○
35) 働くこと・育てることの両立への支援	□					○	◎		○	
36) 障害のある人と共に生きる社会に向けた啓発・交流活動の推進	□						◎	○	○	○
37) 障害のある人を支える福祉サービス等の充実	□					○	◎		○	
38) 高齢者の地域での生活を支援するサービス・施設の整備	□	□				○	◎		○	
39) 高齢者の社会参加・生きがい事業の推進	□			□			◎	○	○	○
40) 新しい課題を抱える人たちへの支援	□					○	◎		○	○
41) セーフティネットの構築	□					○	◎	○	○	○
42) サービス利用のための低所得者対策の充実	□					○	◎			
43) 暮らしの基盤である雇用・就労の支援	□					○	◎		○	
44) 休日・休暇の拡充の促進	□					○	◎		○	
45) 高齢者・障害のある人向け住宅の確保	□					○	◎			
46) 高齢者・障害のある人向け住宅改造成成	□						◎			
47) 誰もが安全でバリアのない交通環境・まちづくり	□					○	◎		○	○
48) 移動手段の充実	□					○	◎			
49) 児童・生徒に対する福祉教育の推進	□						◎	○	○	
50) 地区公民館事業と地域福祉活動との協力・連携				□			◎	○		○
51) 生涯スポーツの振興	□	□					◎			
52) 地域に密着した商業振興	□						◎		○	
53) 「まちの縁側」づくりへの支援				□	□		◎	○	○	◎
54) 子どもの遊び場所・居場所の充実	□			□			◎			○
55) 安全対策(防災・防犯)の充実	□						◎	○	○	○
56) 住民参加による地域福祉計画の進行管理	□	□					◎	○	○	○
57) 地域福祉を推進する部署の充実	□						◎	○		
58) 市の関係部署間の連携・協力	□						◎			
59) 行政職員の意識向上と地域との連携	□						◎			
60) 関係機関・団体等との連携	□						◎	○	○	○

市内施設一覧 (平成18年(2006年)1月末現在)

(コミュニティ施設・児童福祉施設等・障害のある人の施設・高齢者福祉施設)



下線が入っているものは、同一施設(あるいは敷地)内に2つ以上の施設がある場合です。

市内施設一覧 (平成18年(2006年)1月末現在)

コミュニティ施設(みどり色)			
広域コミュニティ施設			
◆1 千里市民センター	◆4 千里丘市民センター	◆7 男女共同参画センターデュオ	◆10 総合福祉会館
◆2 岸部市民センター	◆5 山田ふれあい文化センター	◆8 内本町コミュニティセンター	
◆3 豊一市民センター	◆6 市民会館	◆9 亥の子谷コミュニティセンター	
地区公民館・地区市民ホール			
★1 吹一地区公民館	★11 片山地区公民館	★21 北千里地区公民館	★31 高野台市民ホール
★2 吹二地区公民館	★12 佐井寺地区公民館	★22 山一地区公民館	★32 佐竹台市民ホール
★3 吹三地区公民館	★13 東佐井寺地区公民館	★23 山二地区公民館	★33 桃山台市民ホール
★4 吹田東地区公民館	★14 千一地区公民館	★24 山三地区公民館	★34 青山台市民ホール
★5 吹田地区公民館	★15 千二地区公民館	★25 山四地区公民館	★35 藤白台市民ホール
★6 南吹田地区公民館	★16 千三地区公民館	★26 西山地区公民館	★36 古江台市民ホール
★7 豊一地区公民館	★17 千新地区公民館	★27 北山地区公民館	★37 竹見台市民ホール
★8 豊二地区公民館	★18 岸一地区公民館	★28 南山地区公民館	
★9 江坂大池地区公民館	★19 岸二地区公民館	★29 東山地区公民館	
★10 山手地区公民館	★20 南千里地区公民館	★30 津雲台市民ホール	
児童福祉施設等(あお色)			
母子生活支援施設		知的障害児通園施設	
■1 吹田市立いずみ母子ホーム	■4 杉の子学園	保育所(私立)	
児童養護施設		施設不自由児通園施設	
■2 大阪西本願寺常照園	■5 わかたけ園	●1 旭ヶ丘学園	●12 あびのよん保育園
■3 松竹学園	■6 大阪府済生会吹田療育園	●2 旭ヶ丘保育園(千一分室)	●13 南ヶ丘保育園
子育て広場			
■7 子育てCoCoステーション	■8 陽だまりルーム	●3 岸部敬愛保育園	●14 かんらん保育園
保育所(市立)			
★1 吹田保育園	★10 垂水保育園	●4 千里山やまて学園	●15 きりん夜間保育園
★2 山田保育園	★11 吹一保育園	●5 福寿学園	●16 さくら保育園
★3 いずみ保育園	★12 南保育園	●6 もみの木保育園	●17 吹田どんぐり保育園
★4 北千里保育園	★13 吹六保育園	●7 千里ニュータウン保育園	●18 佐井寺たんぽぽ保育園
★5 南千里保育園	★14 片山保育園	●8 あやめ保育園	●19 千里のけいけい保育園
★6 岸部保育園	★15 千三保育園	●9 千里聖愛保育園	●20 マーヤ敬愛保育園
★7 千里山保育園	★16 西山保育園	●10 こぼと保育園	●21 双葉保育園
★8 東保育園	★17 山三保育園		
★9 藤白台保育園	★18 ことぶき保育園		
児童厚生施設			
◆1 千里丘児童会館	◆7 山田西児童センター	◆1 旭ヶ丘学童センター	◆8 竹見台児童センター
◆2 高城児童会館	◆8 竹見台児童センター	◆2 朝日が丘児童センター	◆9 豊一児童センター
◆3 朝日が丘児童センター	◆9 豊一児童センター	◆4 五月が丘児童センター	◆10 寿町児童センター
◆4 五月が丘児童センター	◆10 寿町児童センター	◆5 南吹田児童センター	◆11 シヤロン千里こども館
◆5 南吹田児童センター	◆11 シヤロン千里こども館	◆6 原町児童センター	
◆6 原町児童センター			
障害のある人の施設(だいだい色)			
障害者授産施設		共同作業所	
◆1 さつき障害者作業所	◆4 ワークセンターくすの木	★1 すいた共同作業所	★12 ありす・はうす
◆2 グーチョ キパン屋さん	◆5 ぶくぶくワールド	★2 ぶくぶくショップ	★13 夢はうす
◆3 第2さつき障害者作業所	◆6 スマイルぶくぶく	★3 リサイクルハウスぶくぶく	★14 吹田つなりの場 はるにれ
小規模授産施設			
●1 工房「ヒューマン」	●11 のぞみ共同作業所	★4 リターン工房	★15 花音工房
●2 第二工房「ヒューマン」	●12 のぞみ workshop	★5 すいた障害者就労支援センター	★16 遊ゆう かぼちゃの家
●3 第三工房「ヒューマン」	●13 ブルーリボン	★6 共働事業所b-free	★17 第二かぼちゃの家
●4 ワークショップ アリスの家	●14 サフラン	★7 宅配給食センターことぶき	★18 集いの場ふりーぼーど
●5 第1コミュニティキャンパス	●15 マイフレンド	★8 コスモリサイクル吹田作業所	★19 きらめき
●6 第2コミュニティキャンパス	●16 吹田授産場	★9 フレンズ	★20 第2吹田授産場
●7 第3コミュニティキャンパス	●17 あか共同作業所	★10 アトリエ ゆうハウス	★21 第3吹田授産場
●8 第4コミュニティキャンパス	●18 コスモ吹田作業所	★11 アトリエ ゆうハウスstete	
●9 第5コミュニティキャンパス	●19 吹田自立の場はあて		
●10 第6コミュニティキャンパス			
入所更生施設			
■1 千里みおつくしの社	その他の福祉保健施設		
通所更生施設			
■2 あいほう吹田	■3 内本町地域保健福祉センター	■4 亥の子谷地域保健福祉センター	■5 総合福祉会館
高齢者福祉施設(あか色)			
通所介護		在宅介護支援センター	
★1 吹田市立岸部デイサービスセンター	★23 デイサービス・フレンドハウス山田	●1 エバーグリーン 在宅介護支援センター	●7 高寿園 在宅介護支援センター
★2 マルヴェイユ吹田	★24 吹田市立亥の子谷デイサービスセンター	●2 松風園 在宅介護支援センター	●8 つも在宅介護支援センター
★3 松風園デイサービスセンター	★25 いのこの里デイサービスセンター	●3 在宅介護支援センター青藍荘	●9 在宅介護支援センターハビネスさんあい
★4 デイサービスハビネスさんあい	★26 友一友デイサービスセンター	●4 江坂在宅介護支援センター	●10 南が丘在宅介護支援センター「愛」
★5 デイサービスセンターあいかわ	★27 デイサービスセンターめいの家	●5 ウェルハウス協和在宅介護支援センター	●11 桃山台高津在宅介護支援センター
★6 相川デイサービスセンターあいあい	★28 南ヶ丘デイサービスセンター「愛」	●6 シヤロン千里在宅介護支援センター	●12 住宅介護支援センターケア21千里丘
★7 あすなろIデイサービス	★29 デイ上山手サンハウス		
★8 デイサービスフレンドハウス吹田	★30 生活ネットワークデイサービス「虹」	認知症高齢者グループホーム	
★9 吹田市立内本町デイサービスセンター	★31 千里山東デイサービスセンター	▼1 グリアコティ岸部	▼5 グループホームたんぽぽ
★10 ライフラインデイサービスセンター	★32 寿楽荘千里山西デイサービスセンター	▼2 グループホーム「あい」	▼6 医療法人高寿会桃山台グループホーム
★11 吹田南デイサービスたすけあいセンター	★33 プレゴ緑地公園デイサービスセンター	▼3 グループホームさきく苑吹田	▼7 ケアホーム大原園地センターグループホームやまぎ
★12 垂水デイサービスセンター	★34 医療法人高寿会桃山台デイサービスセンター	▼4 エコ吹田	▼8 吹田市立岸部中グループホーム
★13 エバーグリーン	★35 医療法人高寿会桃山台2デイサービスセンター		
★14 ケアポート大阪西吹田センターデイサービスひばり	★36 医療法人高寿会桃山台3デイサービスセンター	養老老人ホーム	
★15 吹田市立総合福祉会館	★37 青藍荘デイサービスセンター	▲1 大阪市立弘済院老人ホーム	▲5 介護付有料老人ホームたのしい家吹田
★16 ナイトケア吹田デイサービスセンター	★38 高野台デイサービスアップル	▲2 ケアハウス	▲6 くら吹田
★17 高寿園デイサービスセンター	★39 中央介護センター竹見台デイサービスセンター	▲3 青藍荘	▲7 アミーユ万博公園
★18 デイサービスセンターあさひがおか	★40 アローラデイサービス	▲4 シヤロン千里	▲8 ロングライフ千里山
★19 松下電工エিজフリー・青葉丘デイセンター	★41 藤白台デイサービスセンター	▲5 プレゴ緑地公園	▲9 カルム桃山台
★20 南山田デイサービスセンター	★42 ケアビレッジ千里-西谷デイサービスセンター-こんいちほ		▲10 パーマリイ・イン 緑地公園
★21 デイハウスリボン	★43 シヤロン千里デイサービスセンター		▲11 ケアビレッジ千里-古江台
★22 デイサービスたんぽぽの広場	★44 いきいきサポート		
特別養護老人ホーム			
◆1 高寿園	◆6 ハビネスさんあい	■1 友一友デイサービスセンター	■8 いきいきサポート
◆2 寿楽荘	◆7 いのこの里	■2 吹田南デイサービスたすけあいセンター	■9 街かどデイハウス「ひまわり大阪」
◆3 エバーグリーン	◆8 大阪市立弘済院第1特別養護老人ホーム	■3 街かどデイハウスいずみ	■10 街かどデイハウス「照一隅」
◆4 松風園	◆9 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム	■4 吹田トポマル	■11 ぽつとスペース「ほこあぼこ」
◆5 青藍荘	◆10 ちりんの里	■5 みどりの家	■12 ハナ・集いの家サララ
		■6 街かどデイハウス「たけのこの里」	■13 街かどデイハウスさしべ
		■7 街かどデイハウス・コメント	■14 街かどデイハウス千里仲よしクラブ
介護老人保健施設			
◆11 吹田市介護老人保健施設	◆13 つくも	ふれあい交流サロン	
◆12 ウェルハウス協和		■15 陽だまりルーム	■16 西山田ふらっとサロン
		その他の福祉保健施設	
		○1 内本町地域保健福祉センター	○3 総合福祉会館
		○2 亥の子谷地域保健福祉センター	○4 高齢者いきこの家